

岡崎市私立幼稚園等一時預かり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号の規定に基づき地域子ども・子育て支援事業として実施する一時預かり事業のうち、私立幼稚園及び私立認定こども園が、岡崎市私立幼稚園等一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施するものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、実施施設が実施要綱に基づき実施する一時預かり事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する実施施設の設置者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象とする経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第1欄の区分ごとに、(1)により選定された額に第4欄に定める補

助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第 7 条 この補助金の交付の決定には、次の各号に定める条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費については、別表の第 1 欄の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については「補助事業者等が補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 27 年内閣府告示第 424 号)に定める期間(第 6 号において「処分制限期間」という。)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第 1 号により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金の交付を受けた事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日(第 11 条に基づく事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。) は、規則第 5 条の規定に基づき、様式第 2 号よる市費補助金交付申請書に、実施する一時預かり事業の種類に応じ、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業 (一般型) 実施計画書 (様式第 3 号)
- (2) 一時預かり事業 (幼稚園型 I) 実施計画書 (様式第 4 号)
- (3) 一時預かり事業 (幼稚園型 II) 実施計画書 (様式第 5 号)
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施計画書 (様式第 6 号)
- (5) 収支予算書 (様式第 7 号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、規則第 6 条の規定に基づき当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第 7 条の規定に基づき速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 10 条 市長は、補助事業者が規則第 13 条に規定するもののほか、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更等の承認申請)

第 11 条 補助事業者は、市費補助事業の内容を変更しようとするとき (軽微な変更を除く。) 又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第 6 条の 2 の規定に基づき、あらかじめ様式第 8 号による市費補助金変更等承認申請書に第 8 条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、市費補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定に基づき、事業完了の日から起算して 15 日を経過した日又は年度終了後の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 9 号による市費補助事業等実績報告書に、実施する一時預かり事業の種類に応じ、次

の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。また、年度末時点で当該実績報告書の提出がない場合については、様式第 10 号による事業完了報告書を市長に提出し、当該事業の完了を市長に報告しなければならない。

- (1) 一時預かり事業（一般型）実施状況報告書（様式第 11 号）
- (2) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施状況報告書（様式第 12 号）
- (3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施状況報告書（様式第 13 号）
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施状況報告書（様式第 14 号）
- (5) 収支決算書（様式第 15 号）
- (6) その他市長の定める書類

（額の確定）

第 13 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、規則第 11 条の規定に基づきその内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

（終期）

第 16 条 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 負担割合																																														
<p>一時預かり事業（一般分）</p>	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p> <p>（ア）基本分</p> <p>保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1" data-bbox="379 824 1118 2036"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,676,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,024,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,240,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,680,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,120,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,560,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,000,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,440,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,880,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,320,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,760,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,200,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,640,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,080,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,520,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,960,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,400,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,840,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,280,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,720,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>29,160,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,600,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,676,000円	300人以上900人未満	3,024,000円	900人以上1,500人未満	3,240,000円	1,500人以上2,100人未満	4,680,000円	2,100人以上2,700人未満	6,120,000円	2,700人以上3,300人未満	7,560,000円	3,300人以上3,900人未満	9,000,000円	3,900人以上4,500人未満	10,440,000円	4,500人以上5,100人未満	11,880,000円	5,100人以上5,700人未満	13,320,000円	5,700人以上6,300人未満	14,760,000円	6,300人以上6,900人未満	16,200,000円	6,900人以上7,500人未満	17,640,000円	7,500人以上8,100人未満	19,080,000円	8,100人以上8,700人未満	20,520,000円	8,700人以上9,300人未満	21,960,000円	9,300人以上9,900人未満	23,400,000円	9,900人以上10,500人未満	24,840,000円	10,500人以上11,100人未満	26,280,000円	11,100人以上11,700人未満	27,720,000円	11,700人以上12,300人未満	29,160,000円	12,300人以上12,900人未満	30,600,000円	<p>一時預かり事業の実施に必要な費用</p>	<p>10/10</p>
年間延べ利用児童数	基準額																																																
300人未満	2,676,000円																																																
300人以上900人未満	3,024,000円																																																
900人以上1,500人未満	3,240,000円																																																
1,500人以上2,100人未満	4,680,000円																																																
2,100人以上2,700人未満	6,120,000円																																																
2,700人以上3,300人未満	7,560,000円																																																
3,300人以上3,900人未満	9,000,000円																																																
3,900人以上4,500人未満	10,440,000円																																																
4,500人以上5,100人未満	11,880,000円																																																
5,100人以上5,700人未満	13,320,000円																																																
5,700人以上6,300人未満	14,760,000円																																																
6,300人以上6,900人未満	16,200,000円																																																
6,900人以上7,500人未満	17,640,000円																																																
7,500人以上8,100人未満	19,080,000円																																																
8,100人以上8,700人未満	20,520,000円																																																
8,700人以上9,300人未満	21,960,000円																																																
9,300人以上9,900人未満	23,400,000円																																																
9,900人以上10,500人未満	24,840,000円																																																
10,500人以上11,100人未満	26,280,000円																																																
11,100人以上11,700人未満	27,720,000円																																																
11,700人以上12,300人未満	29,160,000円																																																
12,300人以上12,900人未満	30,600,000円																																																

12,900人以上13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上20,100人未満	47,880,000円

20,100人以上の場合は別途協議

以外（地域密着型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,676,000円
300人以上900人未満	2,907,000円
900人以上1,500人未満	3,119,000円
1,500人以上2,100人未満	4,505,000円
2,100人以上2,700人未満	5,891,000円
2,700人以上3,300人未満	7,277,000円
3,300人以上3,900人未満	8,663,000円
3,900人以上4,500人未満	10,049,000円
4,500人以上5,100人未満	11,880,000円
5,100人以上5,700人未満	13,320,000円
5,700人以上6,300人未満	14,760,000円
6,300人以上6,900人未満	16,200,000円
6,900人以上7,500人未満	17,640,000円
7,500人以上8,100人未満	19,080,000円
8,100人以上8,700人未満	20,520,000円
8,700人以上9,300人未満	21,960,000円
9,300人以上9,900人未満	23,400,000円
9,900人以上10,500人未満	24,840,000円
10,500人以上11,100人未満	26,280,000円
11,100人以上11,700人未満	27,720,000円

11,700人以上12,300人未満	29,160,000円
12,300人以上12,900人未満	30,600,000円
12,900人以上13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上20,100人未満	47,880,000円

20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,150,000円

イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額)(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)

(ア) 平日分 400円

(イ) 長期休業日(8時間未満) 400円

(ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円

(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円

(オ) 長時間加算

(ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 100円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

・超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）4,400円

エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額）3,600円

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（ウを除く）（児童1人当たり日額）

（ア）基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

年間延べ利用児童数2,000人超の施設

平日 400円

長期休業日（8時間未満）400円

長期休業日（8時間以上）800円

年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

平日

$(1,600,000円 \div 年間延べ利用児童数) - 400円$ (10円未満切り捨て)

長期休業日（8時間未満）400円

長期休業日（8時間以上）800円

（イ）休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）800円

（ウ）長時間加算

（ア）及び（ア）については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、（ア）、（ア）及び（イ）については8時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が2時間未満 150円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・超えた利用時間が3時間以上 450円

(ア) 及び(ア) については4時間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

(エ) 保育体制充実加算

次の 又は の要件を満たした上で、 及び の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円

次の 又は の要件を満たした上で、 及び の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円

平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。

平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(休日)の預かりを実施していること。

年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号口(附則第56条第1項において読替え)及び八に基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免

許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)

1 か所当たり年額 1,383,200円

1 2 の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

2 次の要件を満たす施設に適用する。

平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること

本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)

(児童1人当たり日額)

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・ 超えた利用時間が2時間未満 150円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・ 超えた利用時間が3時間以上 450円

ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額) 4,000円

以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。

(ア) 教育時間内において特別な支援を要

するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

幼稚園型 に係る公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする(なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)、ア(ア)、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウに係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。

(3) 幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額)

ア 2歳児

一時預かり事業(幼稚園型)を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

(ア) 基本分 2,650円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 330円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円

・超えた利用時間が3時間以上 990円

一時預かり事業(幼稚園型)を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ア) 基本分 2,250円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 280円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 840円 <p>イ 1 歳児</p> <p>(ア) 基本分 2,250円</p> <p>(イ) 長時間加算 (8 時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 280円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 840円 <p>ウ 0 歳児</p> <p>(ア) 基本分 4,500円</p> <p>(イ) 長時間加算 (8 時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 1,120円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 1,680円 <p>2 開設準備経費 (1 か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも補助申請年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>		
一時預かり事業 (その他分)	運営費の事務経費加算 (一般型に限る) 2,670,000円	一時預かりの実施に必要な経費	10/10
一時預かり事業 (特例措置)	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 かかり増し経費・備品等購入費等 一か所当たり 300,000円 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務	新型コロナウイルス感染症	10/10

分)	<p>を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。</p> <p>感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。</p>	<p>対策支援事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）</p>
----	---	----------------------------------